

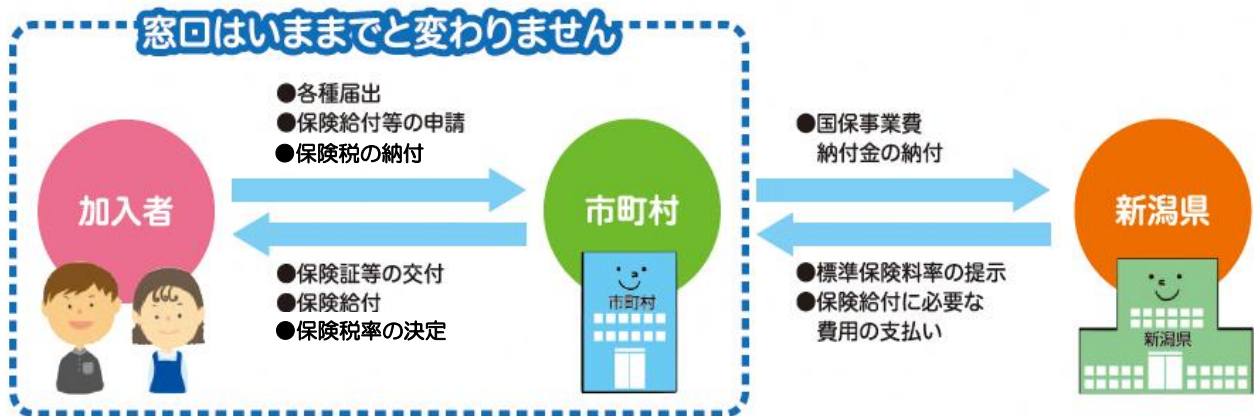
## 平成 30 年 4 月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険に加入していない人のための公的な医療保険です。

これまでは、市町村ごとに国保事業を運営してきましたが、**平成 30 年 4 月からは、都道府県も**保険者となって、**市町村と一緒に**運営を担うことになります。

これにより、安定的に国保制度を運営することが可能となります。

### ○平成 30 年 4 月からのイメージ



県は、市町村とともに国保運営を行い、安定的な財政運営を担うなど、中心的な役割となります。

市町村は引き続き、資格管理（保険証の発行など）や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を行います。

### 国保制度改革 Q&A

Q なぜ制度改革が行われるの？

A 課題が多く、市町村では厳しい国保の運営に県が加わることで、制度の安定化を図ります。

また、市町村の事務の効率化・標準化・広域化を推進していきます。

国保制度を将来に継続させていくため、平成 30 年度からの制度改革にご理解、ご協力をお願いいたします。

Q 特定健診などの保険事業も変わるの？

A いままでと変わりません。

Q 保険税率は新潟県内で統一されるの？

A 当面は統一されません。今回の制度改革により、県から各市町村の標準的な保険料率（税率）が参考として提示されますが、実際の保険税率は、各市町村が決定します。

将来的には、県内で統一を目指していくこととなります。

Q 保険証はそのまま使えるの？

A 今お持ちの保険証は、平成 30 年 4 月以降も有効期限まで使用できます。平成 30 年 8 月から新しい様式に変わります。

## 加入者の皆さんにとって、平成 30 年 4 月から変わること

### ○国民健康保険税の納付回数を変更します

保険税の納付は、4月から翌年3月の年12回の納付でしたが、平成30年4からは7月から翌年3月の年9回の納付に変更となります。納付回数が 年12回から9回 となるため、1回当たりの納付額は増えますが、年間の保険税額は変わりません。

平成30年3月まで

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	暫定賦課額(仮算定)(※)			確定賦課額から暫定賦課分を差し引いた金額(本算定)								



平成30年4月から

納付回数を 12回から9回 に変更

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
				確定賦課額(本算定)								

※ 暫定賦課とは、前年中の所得が確定していない4月に前々年中の所得(前年度の保険税額)を基に仮の年間保険税額を算定する賦課方法です。

### ○高額療養費の該当回数を県内で通算します

都道府県単位で国保加入者の資格を管理することになるため、県内の他市町村へ転出した場合でも資格は継続します(ただし、保険証は転入先の市町村で改めて交付します。)

転入先で、世帯の継続性が認められる場合(※1)は、高額療養費の多数回該当(※2)の該当回数を通算するため、自己負担限度額が引き下げられ、負担が軽減されます。

※1 国保上の世帯主を基準とした転出入前後での家計の同一性、世帯の連続性をいいます。世帯分離や世帯合併などで、一部「世帯の継続性」が認められないことがあります。

※2 過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上ある場合、4回目から自己負担額が引き下げられる制度です。

例えば、高額療養費該当回数3回であった方が、世帯全員で弥彦村から県内他市町村へ転出した場合【これまで】転出により高額療養費該当回数は、また1回目から始まります。【平成30年度以降】転出しても該当回数は、弥彦村の回数を引き継ぎ、次は4回目となります。

例



## ○保険証などの様式が一部変更になります

現在お持ちの保険証は、有効期限まで使用できます。

県が加わることに伴い、保険証などの様式が一部変更となります。

新しい保険証への切り替えは、平成30年8月1日の保険証更新時となります。

国民健康保険 被保険者証		有効期限 年 月 日		
記号	番号			
氏名	性別			
生年月日		年	月	日
資格取得年月日		年	月	日
交付年月日		年	月	日
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
保険者名				
	印			

新潟県 国民健康保険 被保険者証		有効期限 年 月 日		
記号	番号			
氏名	性別			
生年月日		年	月	日
適用開始年月日		年	月	日
交付年月日		年	月	日
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				
	印			

※イメージであり、実際の保険証とは異なります。

## これまでどおり、変わらないこと

### ○役場の窓口業務

加入・脱退などの各種届出や高額療養費の申請、保険証や限度額適用認定証の交付申請などは、これまでどおり役場住民課窓口で行うことができます。

保険税は、これまでどおり役場税務課が担当します。

### ○医療機関へのかかりかた

医療機関には、これまでどおり保険証を提示することで受診することができます。

お問合せ

○医療担当 住民課 医療保険係  
電話 94-3132

○税担当 税務課 住民税係  
電話 94-3134